

ひかり消費喚起補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた地域経済の回復を図るため、事業者の団体が主体的に行う消費喚起事業を支援するひかり消費喚起補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費喚起事業 一般消費者の消費を喚起し、市内事業者の売上に貢献（将来的な貢献も含む。）する取組をいう。
- (2) 団体 事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする3以上の事業者の結合体又はその連合体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に本拠がある団体であること。
- (2) 団体の構成員の半数以上は、市内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する中小企業者等であること。
- (3) 団体名義の銀行口座を有していること。
- (4) 次の者を含まない団体であること
 - ア 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
 - イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号) 第2条第5項又は同条第13項第2号に規定する営業を営む者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者

オ アからエまでに掲げる者のほか、公序良俗に反する事業を営むなど市長が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が市内において主体的に行うキャンペーン、イベント等の消費喚起事業で、団体の構成員が一体となって実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に定める経費とし、令和5年3月15日までにを行った補助対象事業に要した経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は除くものとする。

- (1) 商品券等のプレミアム分及び割引クーポン、割引セール等における割引分に相当する額
- (2) 飲食に係る経費
- (3) 資産形成に係る経費
- (4) 他の補助を受けている経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当とする経費

(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象事業に要した経費の10分の10に相当する額とし、1補助対象事業当たり100万円、1補助対象者につき2補助対象事業までを限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、

ひかり消費喚起補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を実施する日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の構成が確認できる書類(構成員一覧、規約等)
- (2) 団体名義の通帳の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、交付することを決定したときはひかり消費喚起補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときはひかり消費喚起補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめひかり消費喚起補助金事業計画変更等承認申請書(様式第4号)にその内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業目的や事業実施により得られる効果等に影響を及ぼさない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項第1号の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更後の補助金の額を決定し、ひかり消費喚起補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定者又は前条第2項の規定による変更交付決定を受けた者は、

補助対象事業が終了した日から起算して1箇月を経過する日又は令和5年3月20日のいずれか早い日までに、ひかり消費喚起補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の詳細が確認できる書類
- (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告書に記載された補助対象経費が交付決定額を超える場合であっても、交付決定額は増額しないものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ひかり消費喚起補助金交付額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により交付額確定通知を受けた交付決定者は、ひかり消費喚起補助金交付請求書（様式第8号）に交付申請者名義の振込先口座の通帳の写しを添えて、確定通知書を受け取った日から1箇月以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求者に補助金を交付するものとする。

（報告及び調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者又は交付決定者に対し、報告を求め、又は担当職員を団体の事務所等に立ち入らせて帳簿、書類等について必要な調査を実施することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 重大な法令違反があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ひかり消費喚起補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、ひかり消費喚起補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

3 第1項の規定により返還を命じられた交付決定者は、市長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

経費	説明及び具体例
人件費	イベント等の実施に当たり新たに雇用するアルバイト等の人件費
報償費	・ 講師やイベント出演者等に対する謝金 ・ 景品等に要する経費 ※不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等関係法令を遵守すること。 （事業費の4分の1以内で、かつ、市内で購入したものに限る。）
旅費	講師、イベント出演者等の交通費、宿泊費 等
需用費	・ 消耗品費 事務用品代、紙代等 ・ 燃料費・光熱水費 発電機等の燃料費、電気・水道代 ・ 印刷製本費 チラシ、ポスター、スタンプラリー台紙等の印刷費
役務費	新聞折込等広告料、手数料、保険料、郵便代
委託料	イベント等の会場設営費、企画運営費、警備費、WEBサイト作成費
借上料	イベント会場の賃借料、必要物品のレンタル料
その他	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に必要な経費、補助対象事業以外に流用できない備品購入費その他市長がイベント等の実施に必要と認める経費